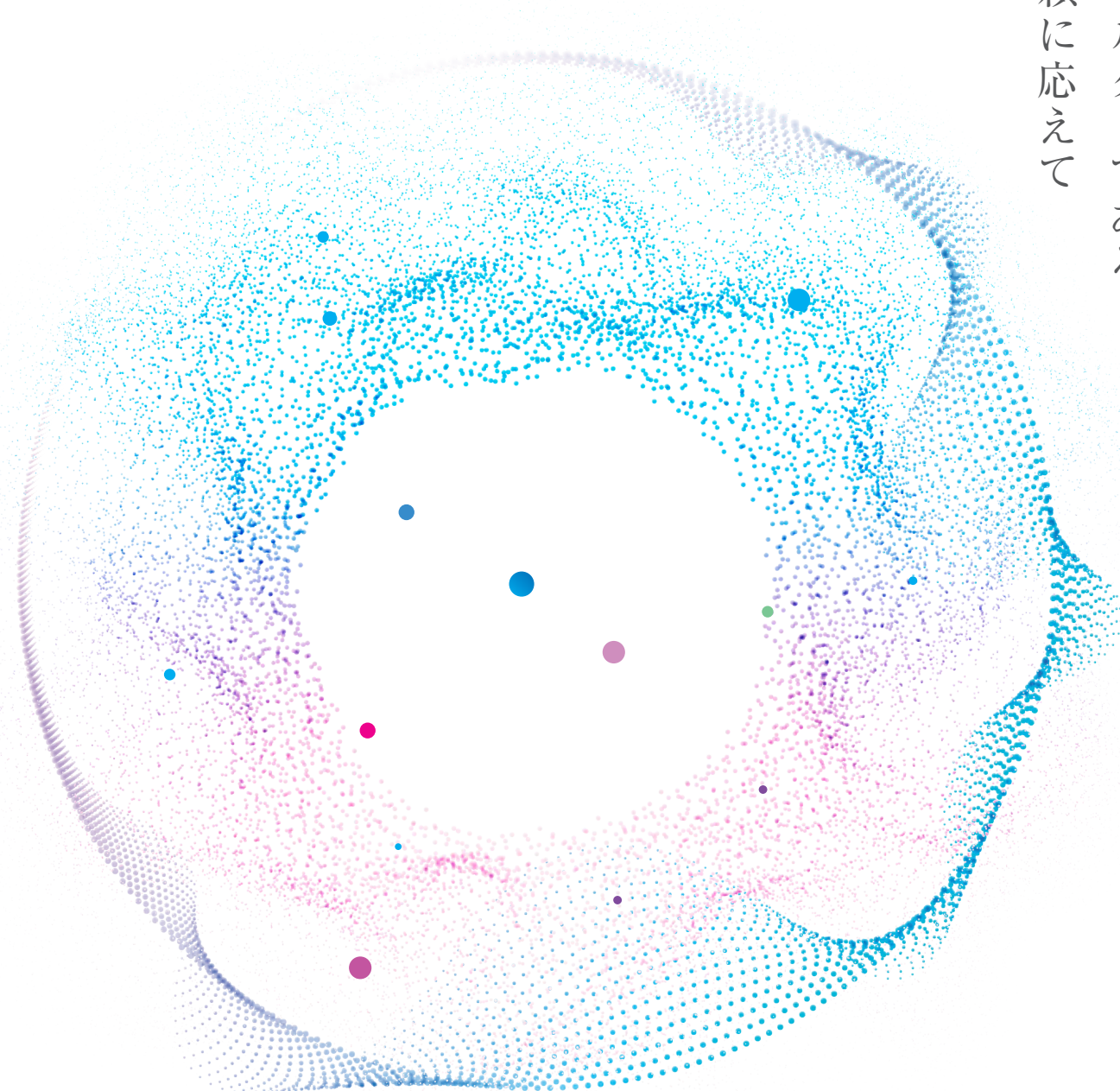


ステークホルダーである
皆様の信頼に応えて



監査品質の マネジメントに関する 年次報告書 2024年

ドライラン版

Kainan Audit
Corporation
Audit Quality Report 2024

CONTENTS

01 トップメッセージ 4

02 監査法人の役割 5

- 1. トップの姿勢 5
- 2. 共通の価値観と行動指針 5
- 3. 構成員の動機付けと
開放的な組織文化・風土 6
- 4. 非監査業務と独立性 6

03 組織体制 7

- 1. 組織図 7
- 2. 経営機能の確保と主体的な関与 8
- 3. 被監査会社との意見交換 8
- 4. 職業的専門家としての能力の保持・発揮 9
- 5. IT 基盤の実装 9
- 6. リモートワーク対応 10
- 7. 社員登用と経営機関の実効性確保 10
- 8. 外部の知見の活用とその役割 11

04 情報共有と人材育成 12

- 1. 経営機関等の考え方の浸透 12
- 2. 法人の構成員の士気を高める人材育成 12
- 3. 多様な人材の確保と構成員の配置 13
- 4. 教育研修 13-15
- 5. 十分な意見交換と議論 16
- 6. 内部及び外部からの通報 16

05 監査の品質管理に関する方針及び手続 17

- 1. 品質管理に関する責任の方針及び手続 17-18
- 2. 監査契約の新規の締結または更新及び手続 19
- 3. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続 19
- 4. 業務の実施 20-22
- 5. 品質管理のシステムの監視 23
- 6. 監査事務所間の引継の方針及び手続 24
- 7. 共同監査の方針及び手続 24

06 外部機関によるモニタリング..... 25

- 1. 外部機関によるモニタリングの概要.....25
- 2. 日本公認会計士協会による品質管理レビュー.....26
- 3. 公認会計士・監査審査会による検査.....26
- 4. モニタリングの結果とその対応.....27

07 透明性の確保..... 27

08 グローバル ネットワークへの加盟..... 27

09 財務基盤..... 28

10 法人概要..... 29

11 ガバナンス・コードへの 適用状況..... 31

TOP MESSAGE



海南監査法人
代表社員

溝口 俊一

01

トップメッセージ

「当法人は、会計監査の遂行者としての公益的役割を自覚し、法人構成員による自由闊達な議論と相互啓発を行い、その能力を十分に発揮することにより会計監査の品質の持続的な向上を組織として行い、企業の財務情報の的確な把握と適正な開示を確保することにより社会への貢献を目指す」という経営方針のもとに、法人の構成員が組織的に監査品質の向上に向けて一同で取り組み、最大のパフォーマンスを発揮することで、ステークホルダーである皆様の信頼に応えていく所存です。

当法人では、経営方針の中で基本理念を掲げ、職務を通じて社会に貢献し、常に品位を保持して誠実に業務を遂行し、組織体制の充実と向上を図っております。

監査品質を最も重視しながら適切なコミュニケーションに基づく風通しの良い風土を醸成し、付加価値の高い高品質なサービスを提供するには、組織内外から信頼される人間となることが重要です。

私たち海南監査法人が、このような役割を果たすために、組織に属する構成員全員が職業的会計人としてプロフェSSIONALであり、終わりなき成長を続け、より深度ある監査を追求していかなければならないと考えております。

深度ある監査を行うためには、プロフェSSIONALとしての専門知識や能力・経験が重要であり、被監査会社を含むステークホルダーの方々とのやり取りや法人内部での業務遂行において、適切なコミュニケーション能力を身につける必要があります。

海南監査法人では、AI やテクノロジーといったデジタル化された社会や SDGs に対応すべく、多様な働き方、考え方を許容する柔軟性のある監査法人でありたいと考えております。

この報告書は、法人の概要のほか、海南監査法人が監査品質の向上を図るための取り組み、当法人におけるガバナンス体制、IT や財務基盤、人材育成、国際対応への考え方などを紹介していきます。

公認会計士法施行規則では、登録上場会社等監査人に対して、第 95 条において「経営管理の状況等の公表」、第 96 条において「組織的な運営」を求めています。当法人のガバナンス・コードへの適用は 2024 年 6 月末を基準日としたものであるため、当報告書に記載している内容は基準日までの 1 年を通じた当法人の取り組みではなく、上記の施行規則は未適用です。

海南監査法人では 2024 年 7 月 1 日から、この報告書に記載された事項及び監査法人のガバナンス・コードにおける各原則の適用状況を遵守して法人運営を行うことを宣言する目的で、この報告書を発行しております。当法人の監査品質のマネジメントへの取り組みをご理解いただく一助になれば幸いです。

海南監査法人
代表社員 溝口 俊一

02 監査法人の役割

当法人は、会計監査の遂行者としての公益的役割を自覚し、法人構成員による自由闊達な議論と相互啓発を行い、その能力を十分に発揮することにより会計監査の品質の持続的な向上を組織として行い、企業の財務情報の的確な把握と適正な開示を確保することにより社会へ貢献することで企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与します。

1 トップの姿勢

当法人では、会計監査の品質の持続的な向上のために、基本理念を経営方針の中で掲げるとともにホームページでも発信し、法人代表から社内外の関係者に向けて伝達しており、その結果を受けて、社員及び職員がそれぞれの役割を主体的に果たしております。

- ・私たちは、監査制度の理念にのっとり、職務を通じて社会に貢献する。
- ・私たちは、常に和合を結集し、誠実にして創造性のある業務を遂行する。
- ・私たちは、監査法人の使命にしがたい、広く人の輪をひろげ、体制の充実と向上をはかる。

2 共通の価値観と行動指針

当法人では、監査品質を最重視するという共通の価値観があり、基本理念とともに監査品質の重要性について定期的に法人代表からアナウンスがされ、基本理念を達成するための監査の品質の向上を実現するための各種規程・マニュアルを行動指針として定め、構成員に周知するよう努めております。

当法人では、高い監査品質を維持しつつ、被監査会社、構成員とともに成長し続ける監査法人となるため、このような共通の価値観と行動指針を法人内で共有するとともに、IT 投資を継続的に行って、より効率化かつ効果的な深度ある監査の追及を目指します。

3 構成員の動機付けと開放的な組織文化・風土

「職業的懐疑心や専門家としての能力を発揮し、また会計監査を巡る課題や知見に関して積極的な議論を行うための動機付けとしての評価制度の充実や組織風土を醸成しなければならない。」を経営方針の留意事項としております。

当法人では、社員評価制度により職業倫理や品質管理を重視した自己評価を行い、社員会により承認されます。

法人の構成員に対しては品質管理、倫理性、監査、会計知識、勤務態度について評価が行われており、監査を実施するにあたり職業的懐疑心を発揮するインセンティブとなるよう評価を行い、動機付けを図っております。

当法人の社員数は15人と組織規模は小さいですが、東京、大阪の2拠点体制となっていることもあり、原則として各地域で月に1度「地域社員会」を開催して、社員会付議事項以外の重要な事項について決定しております。

「社員会」は東京、大阪の全社員で構成され、原則として月に1度開催して、課題や知見、経験を共有し、積極的な議論を行っております。

「社員会」「地域社員会」で議論された事項は、必要に応じて構成員にも伝達するとともに、研修として取り組むべきと考えられる事項は全体研修、インチャージ研修等で伝達し、積極的な意見交換の場を設けるなど、誰もが発言できる開放的な雰囲気を醸成するよう努めております。

4 非監査業務と独立性

非監査業務の経験は、社員及び構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会として重要と捉えておりますが、監査業務の遂行に支障のない範囲において受嘱する方針であることから、非監査業務の比率は小さくなっております。

なお、被監査会社への非監査業務の提供は監査証明業務と同時に提供することを禁止された非監査証明業務又は自己レビュー等独立性に対する阻害要因が生じる業務に該当しないことを確認するとともに、監査責任者、品質管理担当責任者、及び当該監査関与先の監査役等に伝達し、事前承認を受けております。

03 組織体制

1 組織図

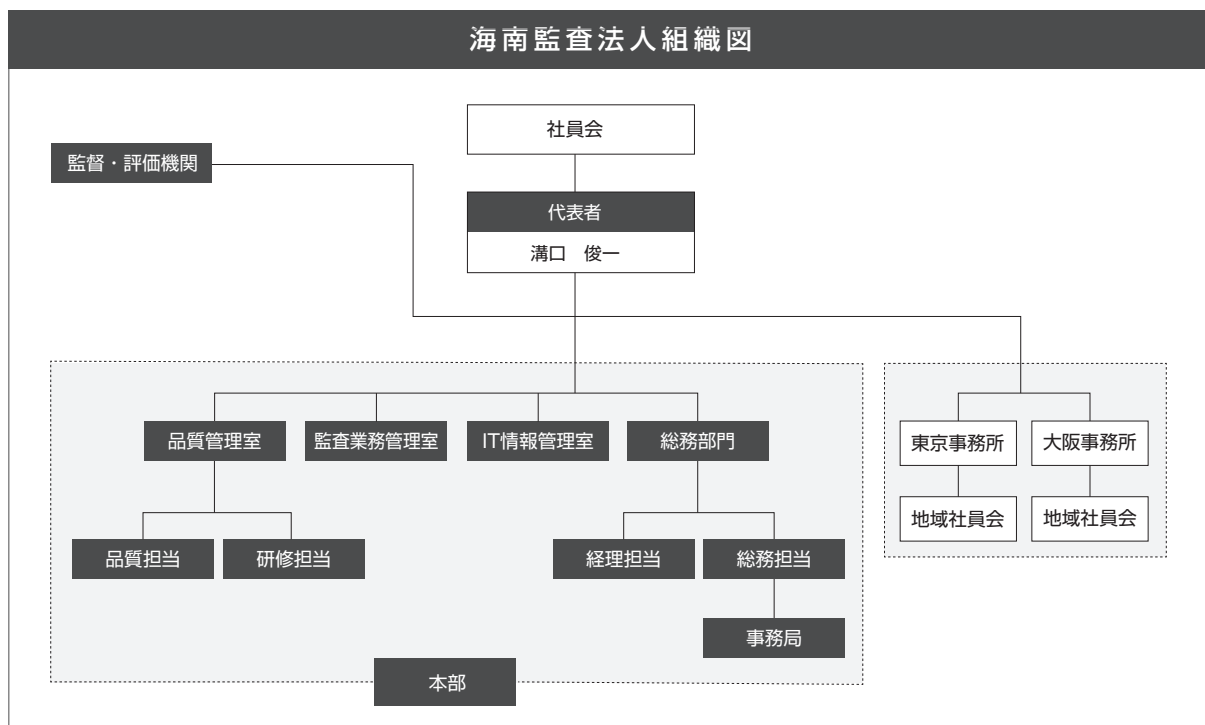
一般事業会社の取締役会に相当する社員会が、経営の方向性並びに業務運営方針を決定する意思決定機関となっております。

社員数は 15 人であり、社員全員の顔が見える関係であることから経営機関としての理事会などは設けておらず、無限連帯責任監査法人の利点を生かし、社員が相互に監視することで会計監査の品質の確保及び持続的向上を図っております。

また、監査証明業務を行わない社員の責任を限定する「指定社員制度」を採用することで社員に個別監査業務における明確な責任を負わせることとしております。

当法人は大手監査法人、準大手監査法人と比較して規模が小さく、全社員の距離が近い関係となっておりますが、それゆえ馴れ合いによる経営を防止するため、外部の監督・評価機関を設置しております。

外部の監督・評価機関は毎月の社員会にも出席し、経営機関である社員会の実効性を確保しております。



2 経営機能の確保と主体的な関与

経営目的を遂行するために、社員会を最終決定機関として、次の各号に定める部門等を設置し、各社員には機能ごとの役割を分担して経営機能を確保しております。

それぞれの管掌における検討課題を全社員に伝えるとともに、原則として月に 1 回の社員会を開催し、法人運営に関する事項や契約の締結や更新、監査の品質管理等の協議決定を行っております。

- (1) 監査業務管理室
- (2) 総務部門として総務担当、経理担当
- (3) 品質管理室として品質担当、研修担当
- (4) IT 情報管理室

各部門の主な職責は「職務分掌規程」の別紙で規定しております。

監査計画、監査意見に関する審査は各個別監査の中で行っており、重要な意見調整は社員会にて行うこととしております。

これ以外に臨時社員会や社員全員に書面による決議等を実施し、法人の運営に支障が出ないようにしております。また、社員会決定事項等のうち全構成員に徹底させる必要のある事項は必要に応じて発信するとともにチームミーティングを通じて共有化を図り、法人運営に主体的に関与する風土を醸成しております。

3 被監査会社との意見交換

特に上場会社では、被監査会社の経営者や監査役等と複数回のコミュニケーションを行っており、経営者へのインタビューにおいて被監査会社を取り巻く内外の経済環境に関する状況の確認を議題に含める等、率直な意見交換を行っております。

また、コミュニケーションを行った結果を監査調書として記録して共有し、監査チームにフィードバックすることで、監査チームの知識を蓄積し、監査品質の向上に繋げております。

4 職業的専門家としての能力の保持・発揮

教育研修によって職業的専門家としての能力を保持・発揮させ、社員及び構成員の士気を高めて成長させる体制が必要と考えております。

当法人では、「教育研修」を監査の品質管理システムの重要要素と認識し、「高品質の監査業務を行い社会的使命を達成するため、業務の遂行に必要な適性及び能力を有した誠実な人材」を育成していくことを目的として、品質管理室が中心となって、下記重点項目に対応した教育研修を整備・運用しております。

- ①職員の理解度や能力に応じた教育研修の実施
- ②各教育研修に参加すべき対象者の参加率 100% 達成

5 IT基盤の実装

当法人における IT 環境は IT 情報管理室が担当しており、下記のような IT 基盤を実装しております。

監査業務で利用する PC は CACHATTO Secure Container を利用して専用領域を構築し、当該専用領域でのみ監査調書管理ソフトにアクセスすることを認めております。

PC に専用領域を構築することで、保存したファイルは暗号化され、CACHATTO Secure Container の終了時にすべて削除されるため、PC を紛失した場合でも監査データや被監査会社から入手したデータが漏洩することはありません。

また、電子ファイルに関する監査調書の管理は、Everidays (エブリデイズ)で行っております。

Everidays は、法人向けのオンラインストレージサービスで、ファイル管理と共有を安全で快適に行うことができ、専用領域からのみアクセスを認めております。

Everidays においてもファイルや通信は暗号化されており、ファイルを同期せず、操作ログを管理することが可能となっており、CACHATTO Secure Container と Everidays の 2 段階で強度なセキュリティを確保しております。

さらに、監査業務で利用するメールについては、CyberMailΣを利用して、ローカル PC にメールが保存できないようにするとともに、監査業務で利用する PC 全てにセキュリティソフトを導入することで、セキュアな状態を確保しております。

6 リモートワーク対応

コロナ禍で急速に高まったリモートワーク需要の高まりに加え、時代の流れに即した多様な働き方へのニーズに対応するために、在宅勤務を含めロケーションを問わずに業務を実施するための IT インフラを構築しております。監査業務で利用する PC は CACHATTO Secure Container を利用して専用領域を構築し、上記5. IT 基盤の実装により、セキュアな状態を確保しているため、リモート環境下でも問題なく監査業務ができる状態となっております。

一方で、「リモート対応」によって発生しがちな被監査会社及び監査チーム内のコミュニケーション不足を改善すべく対面(リアル)の必要性も感じているところです。

リアルの業務遂行では監査法人内外のコミュニケーションが高まる一方、リモートワークでは移動時間や移動時のストレスの削減につながり生産性が向上すると考えております。

当法人では、リアルとリモートのそれぞれのメリットを最大限に生かすべく、両者を組み合わせたハイブリッドワークを推進し、多種多様な働き方を認めております。

また、研修についてもリアルとリモートのハイブリッド研修に取り組んでおります。

7 社員登用と経営機関の実効性確保

社員への登用は、監査業務の遂行能力のみならず、法人の組織運営能力を考慮して選任しております。

各社員の担当領域を定め、各領域へのアサインは、それぞれの知識・経験・適性を考慮してなされており、社員会で決定しております。

当法人は人員・組織の規模に対して実効性のある社員相互の牽制を基礎とした運営を行っており、外部の第三者の知見も有効活用しております。

また、同様規模の監査法人やテクニカルアドバイザーとの意見や情報の交換会、日本公認会計士協会の中小監査事務所連絡協議会の主催する研修会や意見交換会に出席し、監査法人としての運営に偏りがないよう努めております。

8 外部の知見の活用とその役割

当法人には、経営機関である社員会に対する監督・評価機関に外部の第三者の知見として、経験豊富な弁護士が関与しております。

監督・評価機関は当法人からの独立性を有しており、かつ公認会計士としての資格も有していることから、監査業界にも詳しく、適任と考えております。

当法人において「独立性」とは、①当法人を主要な取引先とする者又はその業務執行取締役若しくは使用人ではないこと、②当法人の被監査会社の業務執行取締役若しくは使用人ではないこと、③当法人から、経営監督・評価業務に係る顧問報酬以外に多額の報酬を得ている専門家等ではないこと、④過去1年以内に①、②及び③に該当していた者ではないことを条件としており、「独立性」については継続して確認する体制としております。

当法人は、監督・評価機関に対して下記の項目につき助言を求めるものとしております。

・当法人の社員会への出席及び会議内容に関する監督・評価

・当法人からの経営に関する相談への助言

- ▶ 社員会の構成人員及び役割分担並びに独立した第三者としての監督・評価機関の選退任プロセスに対する意見
- ▶ 主要な役職に関する人事関連方針に対する意見
- ▶ 内部及び外部からの通報制度により特定された事案への対応

監督・評価機関への情報提供は、社員会の中で実施されており、社員会での協議内容を事前に十分に吟味できるように、社員会資料を事前に共有しております。

また、監査業務、会計基準等に精通し、当法人から独立した公認会計士が所属する法人とテクニカルアドバイザー契約を行い、専門的な見解の問合せへの対応に備えております。

04 情報共有と人材育成

当法人の規模に見合った組織的な運営を実効的に行うために、社員会での意思疎通だけでなく、常に社員間での意思疎通を積極的に行うように努めております。

また、監査法人の最も重要な財産は「人」であるため、能力の高い人材を積極的に採用するという経営方針であります。

1 経営機関等の考え方の浸透

当法人は、社員会にて適時に共有しており、検討事項があれば議論を行っております。

また、社員数は15人と少数であり、全員の顔が見える関係にあることから、監査法人全体の情報共有が都度行われております。

当法人の拠点は東京事務所と大阪事務所の2拠点に分かれておりますが、各社員の距離が近く、双方向で品質向上に向けた情報共有や意見交換を行っております。

2 法人の構成員の士気を高める人材育成

当法人では、構成員が職業的専門家としての能力を高めることができるように、研修、評価、報酬にかかる方針を整備しております。

品質管理室の研修担当社員が研修プログラムを策定し、職業的専門家としての意識及び知識を幅広く得られるように階層別のカリキュラムを作成し、実行しております。

また、構成員の評価にあたり、品質管理、倫理を重要項目とすることで、職業的懐疑心を発揮して業務を遂行することを促します。



3 多様な人材の確保と構成員の配置

監査法人において最も重要な財産は「人」と考えております。

当法人の構成員は、監査における経験年数のみならず、他の監査法人、税理士業務の経験など多様な経験を持つ人材を多く採用しているほか、海外駐在、他業種での勤務経験、IT、IFRS 等、幅広い知見や経験が監査業務に生かされるように配員を行っております。

また、IPO に向けたショートレビュー、財務調査など通常の監査業務とは異なった業務の経験は極力経験させるように心がけております。

さらに、構成員が受講すべき研修カリキュラムを定め、より多くの研修の受講ができるように設定しているほか、日本公認会計士協会が定める「当該事業年度を含む直前 3 事業年度合計で 120 単位以上の履修義務」の履修状況を管理しております。

このような仕組みと多様な人材の交流により、職業的懐疑心を適切に発揮できるような環境を整備しております。

CPD義務者平均

2022年4月～2023年3月	2023年4月～2024年3月
47.2単位	47.0単位

4 教育研修

当法人では、「教育研修」を監査の品質管理システムの重要要素と認識し、「高品質の監査業務を行い社会的使命を達成するため、業務の遂行に必要な適性及び能力を有した誠実な人材」を育成していくことを目的として、品質管理室が中心となって、下記重点項目に対応した教育研修を整備・運用しております。

- ① 職員の理解度や能力に応じた教育研修の実施
- ② 各教育研修に参加すべき対象者の参加率 100% 達成

なお、当法人では、常勤・非常勤の区分は行わず、一律の教育研修体系を採用しております。

① 職員の理解度や能力に応じた教育研修の実施

監査実施者を、「社員」、「上場会社の会計監査を担当する会計士（インチャージクラス）」、「上場会社の会計監査を担当する会計士（スタッフクラス）」、「その他の監査実施者」に階層化し、それぞれに必要な教育研修を体系づけております。

具体的には、まず「社員」に必要な知識の習得を目的とした教育研修として、「月次研修」を位置付け、社員は「必須」受講としております。

これは、当法人の教育研修体系において、「教育研修」「監査責任者の査閲」「審査」「定期的な検証」を一体とした「品質管理システム」としての「モニタリング機能」を強化することが、監査の品質の向上を図るうえで最重要と考えているからです。

次に、監査品質向上の重要要素となる「上場会社の会計監査を担当する会計士（インチャージクラス）」を対象に「インチャージ研修」を、上場会社の監査チームの主要メンバーを構成する「上場会社の会計監査を担当する会計士（スタッフクラス）」を対象に「主要スタッフ研修」を、「その他の監査実施者」の主要を占める公認会計士試験合格者を対象に「試験合格者研修」を体系づけております。

さらに、法人として「受講すべき重要な研修テーマ」を毎期設定し、監査実施者にその履修を義務付ける「法人指定研修」も体系づけております。

② 各教育研修に参加すべき対象者の参加率 100% 達成

階層にかかわらず、「社員」、「上場会社の会計監査を担当する会計士（インチャージクラス）」、「上場会社の会計監査を担当する会計士（スタッフクラス）」、「その他の監査実施者」の全員の参加を「必須」とする「全体研修」については、以下の施策を実施し、参加率 100% を義務付けております。

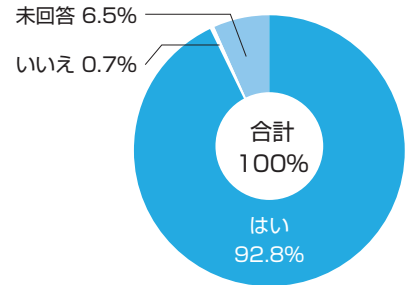
- ・開催日時は、監査実施者の参加が最も容易な「平日夜」とし、2ヶ月前以前から告知を行い、監査実施者の積極的な参加を促しております。
- ・全体研修開催時に動画配信を行うとともに、視聴用の録画データを作成しておりますが、欠席者にはテキストを配布するのみではなく、上記動画視聴を義務付けております。

また「インチャージ研修」及び「試験合格者研修」については、開催日時の事前告知と業務執行社員からの参加要請を積極的に進め、更に「主要スタッフ研修」については開催頻度を上げることにより、それぞれ参加率 100% を義務付けております。

監査品質に関する意識調査	
母集団	141人
回答割合	93.5%

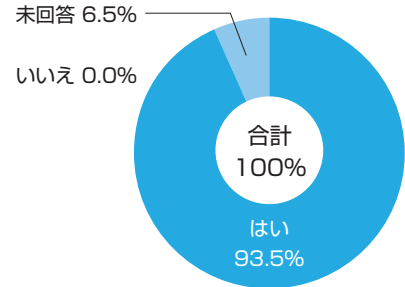
①マネジメントからのコミュニケーションには、常に監査品質が最優先事項であるとのメッセージが込められていると感じていますか

回答	パーセント
はい	92.8%
いいえ	0.7%
未回答	6.5%
合計	100%



②貴方は日ごろから監査の品質を重視して業務を行っていますか

回答	パーセント
はい	93.5%
いいえ	0.0%
未回答	6.5%
合計	100%



2023 年 7 月～ 2024 年 6 月の研修

出席率	パーセント	出席率	パーセント
全体研修	100.0%	主要スタッフ研修	100.0%
月次研修	100.0%	試験合格者研修	100.0%
インチャージ研修	100.0%	法人指定研修	100.0%

5 十分な意見交換と議論

被監査会社の経営者とのディスカッション及び監査役等と年に複数回にわたる意見交換に加え、必要に応じて臨時的なコミュニケーションを行う等、監査上のリスク等に関して十分な意見交換や議論を行っております。また、そのような意見交換、議論は監査チーム内でのミーティングでも共有され、監査調書に適切に記録しております。

6 内部及び外部からの通報

当法人の監査業務等に関する不正・粉飾及び法令違反等に関する情報を広く収集するため、ホームページに「ホットライン」を開設し、法人内部及び外部からの情報提供を受け付けております。通報の取り扱いにあたっては、通報者が不利益を受けることがないように内部規程を定めております。



05 監査の品質管理に関する方針及び手続

1 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人は監査業務の品質を合理的に確保するために、「監査に関する品質管理基準」等に準拠した「監査の品質管理規程」において不正リスクに留意して品質管理に関する方針及び手続を定め、これに則って品質管理システムを整備し運用しております。

これらの品質管理に関する最終的な責任は法人代表者にありますが、品質管理室担当の代表社員は品質管理システムを整備し運用する責任及び不正リスクに関する責任を負い、監査責任者は品質管理システムに準拠して監査を実施する責任を負います。

(1) 職業倫理の遵守

当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するため、①誠実性、②客観性、③職業的専門家としての能力及び正当な注意、④守秘義務、⑤職業的専門家、としての行動の 5 原則を定めております。

監査責任者は自ら 5 原則を遵守するとともに、専門要員がこれらを遵守することについて周知徹底を図っております。

また、毎年 7 月に「誓約書」の提出を求めてインサイダー取引の防止にも努めております。



宣誓書の提出率	
2023年7月実施	100%

(2) 独立性の保持

当法人及び専門要員が独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、「監査の品質管理規程」に独立性の保持のための方針及び手続を定めております。

具体的には、毎年 7 月に「監査人の独立性チェックリスト」の提出を求めて独立性に対する阻害要因の有無を調査しております。

阻害要因が識別された場合は、阻害要因を除去又は許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用し、監査契約の解除等の適切な措置を講じることとしております。

独立性確認（2023年7月実施）	
独立性確認の回答率	100%
確認された違反件数	0件

(3) ローテーションの方針及び手続

監査業務の責任者となる業務執行社員には、適用される法令等により、定期的に交替することが義務付けられています。

当法人は、筆頭業務執行社員および審査担当社員並びにその他の業務執行社員の交替に関しては、監査対象会社が一定規模以上の社会的影響度の高い事業体の場合には、筆頭業務執行社員、監査業務に係る審査担当社員、その他の監査業務の主要な担当社員等に区別して累積関与期間とクーリングオフ期間を設けております。

2 監査契約の新規の締結または更新及び手続

監査契約の新規の締結または契約を更新することを合理的に確保するため、契約の内容、受嘱に至る経緯、受嘱の条件とリスク、人員の確保、会社概要、経営者の誠実性などを検討し、関連する職業倫理に関する規程を遵守できるよう、社員会で監査契約の新規の締結または更新を判断しております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、不正リスクを考慮して監査契約の新規の締結または更新に伴うリスクを評価し、リスクの程度に応じて審査担当者が評価の妥当性を検討しております。

3 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当法人は、業務の遂行に必要な適性及び能力を有した誠実な人材を専門要員として採用する方針です。

専門要員の能力及び適性を高めるために継続的な研修の必要性を強調し、必要な研修の機会を提供するとともに、毎年、日本公認会計士協会から CPD 履修結果を入手して継続的専門研修制度で定める必要な単位数を履修していることを確かめております。

また、専門要員の能力及び職業倫理の遵守状況を正に評価し、それぞれの監査業務には、必要とされる能力及び適性を有する専門要員を選任しております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供するとともに、各専門要員の不正に関する知識及び能力を考慮して選任しております。

4 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準報告書や実務指針に準拠し、実務ガイダンス等を参考として、監査チームへの指揮、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査調書の管理・保存、監査事務所内における監査責任者の全員の交代を含む監査業務の実施に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定め、これらに基づいて監査業務を遂行しています。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務を監督し、査閲が行われていることを確認しております。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せの実施に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定め、これらに基づいて監査業務を遂行しております。

また、専門的な見解の問合せ先への対応に備え、監査業務、会計基準等に精通し、当法人から独立した公認会計士が所属する法人とテクニカルアドバイザー契約をしております。法務に関しては弁護士基本契約を弁護士と締結しております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、監査チームが必要に応じ専門的な見解を問合せて、検討しております。

(3) 審査の方針及び手続

原則として、すべての監査業務について、所定の審査の受審を求めています。

審査担当者は「審査規程」に定める適格性の要件を満たす者を選任して、監査計画及び監査意見形成のための監査業務に係る審査を実施し、審査が完了するまで監査報告書は発行しないこととしております。

監査責任者は、審査が必要な監査業務に関して、以下の事項を行うこととしております。

- ① 審査担当者が選任されていることを確かめること。
- ② 審査担当者に協力すること及び監査チームの他のメンバーにその責任を伝達すること。
- ③ 監査の実施中に識別した重要な事項及び重要な判断（審査中に識別されたものを含む。）について審査担当者と討議すること。
- ④ 審査が完了した日以降を監査報告書日とすること。また、監査報告書日以前に審査が完了したことが監査調書に含まれていることを確かめること。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、当法人は、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者を選任しております。また、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には、追加で審査担当者を選任するか、社員会で審査を実施して、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるか、監査証拠が十分かつ適切であるかを検討しております。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定め、当該判断の相違が解決しない限り、監査報告書を発行してはならないこととしております。

監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が解決できない場合には、品質管理担当責任者は、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行い、監査上の判断の相違を解決しております。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当法人は、監査報告書日後、監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を「監査調書登録規程」で定めております。

監査調書は、原則として監査報告書ごとにファイルにまとめ、監査報告書日又はレビュー報告書日後 62 日以内に速やかにアーカイブしております。

監査調書は、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保できるように管理し、10 年間保存するものとしております。

(6) 監査責任者全員の交代の方針及び手続 【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合の対応は「監査の品質管理規程」に定めており、監査の過程で識別した不正リスクを含む重要な事項を適切に伝達していることを確認しております。



5 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続のモニタリング及び改善プロセス

品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムに関する「日常的モニタリング活動」及び監査業務の「定期的なモニタリング活動」を行っております。「日常的モニタリング活動」は品質管理室が担当し、「定期的なモニタリング活動」の担当者は監査業務の実施及び審査に関与しない者から選任しております。

当法人は、監査業務の定期的なモニタリング活動を、循環的に実施しており、検証のサイクルは、通常3年を超えない期間とし、一つのモニタリング活動のサイクルの中で、一人の監査責任者に対して少なくとも一つの監査業務をモニタリングの対象として選定しております。

直近の定期的なモニタリング活動の結果			
モニタリング対象となる会社の母集団	21社	指摘事項数	8個
モニタリング対象数	3社	重要な指摘事項数	0個
パートナーカバー率	33%		

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

「日常的モニタリング活動」及び「定期的なモニタリング活動」によって不備が発見された場合、品質管理担当責任者は、その影響を評価して適切な是正措置をとるとともに、結果を監査責任者及び社員会に報告しております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、監査業務における不正リスクへの対応状況について、「定期的なモニタリング活動」で確かめております。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するため、専門要員が不当な取扱いを受けることなく不服と疑義の申立てができるように内部通報等の制定を定めております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、不正リスクに関連する情報を受け付け、監査責任者に伝達するとともに、監査責任者は検討結果を品質管理担当責任者に報告いたします。

6 監査事務所間の引継の方針及び手続

当法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査人の交代に関する監査業務の引継に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めております。

監査責任者は、当法人の方針及び手続に準拠して引継を行い、監査人の交代に関する監査業務の引継において専門要員を使用する場合には、監査チームが必要な能力、適性及び独立性を保持していることを確かめるとともに、十分な時間を確保できていることを確かめております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用となる監査業務については、監査チームが実施した引継の状況を品質管理担当責任者に報告しております。

7 共同監査の方針及び手続

当法人は、共同監査の監査業務の品質を合理的に確保するために共同監査に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めております。

当法人は、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の品質を合理的に確保するものであるかどうかを、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに必要なに応じて監査業務の実施の過程において確かめることとしております。



06 外部機関によるモニタリング

1 外部機関によるモニタリングの概要

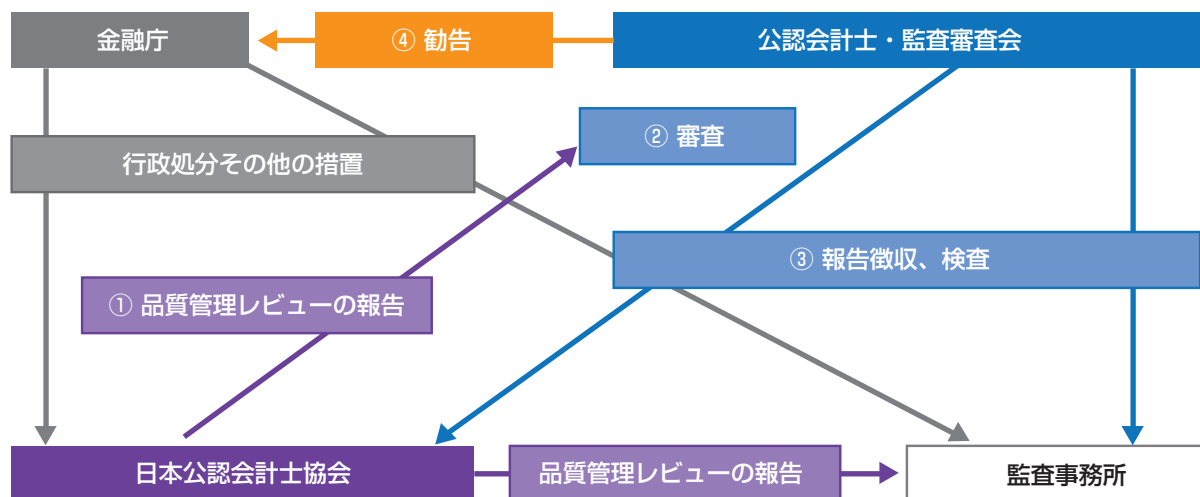
公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）に対する、公認会計士法に基づく我が国における外部のレビュー又は検査の制度には、日本公認会計士協会による品質管理レビューと公認会計士・監査審査会による検査があります。

1999年に日本公認会計士協会は、監査事務所が行う監査の品質管理状況を調査する目的で、品質管理レビュー制度を導入しました。

その後、2003年6月の公認会計士法改正により、それまで自主規制として行われていた品質管理レビューが、監査事務所に対する監視・監督機能の充実・強化策として法定化されました。

日本公認会計士協会による品質管理レビューと公認会計士・監査審査会による検査の関係は下記の通りです。

- ①公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビューの状況報告を受けます。
- ②日本公認会計士協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査します。
- ③必要があると認める場合には、日本公認会計士協会や監査事務所等に対して報告徴収や立入検査を実施します。
- ④検査の結果、必要があると認めるときは、行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。



（出典：令和6年度モニタリングレポート）「令和6年版モニタリングレポート」の公表について (fsa.go.jp)

2 日本公認会計士協会による品質管理レビュー

日本公認会計士協会による品質管理レビューは、原則として3年に1度実施されます。

品質管理レビューでは、個別の監査業務に影響を与える監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況、並びに当該品質管理のシステムが個別業務において適切に運用されているかを確認します。

品質管理レビューは、指導及び監督の性格を有するものであり、摘発や懲戒を行うこと又は監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではありません。

なお、品質管理レビューの種類には、「通常レビュー」と「特別レビュー」の2種類があり、それぞれ、以下の目的に応じて実施されます。

レビューの種類	レビューの頻度	レビューの性格
通常レビュー	原則3年に一度※	監査事務所の品質管理システムの整備状況及び運用状況の確認
特別レビュー	臨時的	監査事務所の品質管理体制、監査実施状況、特定のテーマ等を適時に確認

※監査事務所の規模、監査業務のリスクの程度等を勘案し、最長5年の範囲で伸長・短縮されます。

3 公認会計士・監査審査会による検査

公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受け、主に品質管理レビュー制度が適切に運営されているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかについて審査し、必要に応じて監査事務所等への立入検査を実施しています。

立入検査の結果、監査事務所の品質管理のシステムや個別監査業務の不備を発見した場合には、検査結果通知書により通知し、監査事務所にその改善を促します。

公認会計士・監査審査会が実施する審査及び検査は、監査事務所が表明した個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするものではなく、日本公認会計士協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を公益的立場から促していくとともに、監査事務所等における監査業務等の適正な運営の確保を図っていくことを目的としています。このため、日本公認会計士協会において品質管理レビューが適切に行われていなかったことが明らかになった場合や、監査事務所において監査の品質管理が著しく不十分である場合、監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、公認会計士・監査審査会は、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。

外部検査による処分			
設立以降、現在までの金融庁による行政処分	0件	設立以降、現在までの品質管理レビューの結果に基づく措置	0件

4 モニタリングの結果とその対応

当法人は、日本公認会計士協会の品質管理レビューまたは公認会計士・監査審査会の検査において指摘された事項については、その原因を分析し、社員会で対応方針を決定するとともに、集合研修等で周知徹底を図り、適切な改善を行っています。

07 透明性の確保

当法人のガバナンス・コードの適用状況についてはホームページで開示しております。

適切に開示することで資本市場参加者等が当法人の品質管理への取り組みを適切に評価することができ、当法人への問合せも可能であるため、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等のステークホルダーである皆様から評価可能な体制になっていると考えております。

また、監査品質のマネジメントに関する報告書を更新の都度、被監査会社に配布し当法人の取り組みについて十分な理解が得られるよう透明性を確保しております。

08 グローバルネットワークへの加盟

グローバルネットワークへの加盟は監査法人の重要な意思決定事項と考えております。

日本の監査法人がグローバルネットワークへと加盟する利点としては、監査業務におけるツールやソフトウェアの利用、人材交流、リファーマル業務の獲得、被監査会社の海外子会社監査対応などが挙げられますが、当法人は現時点において特定のグローバルネットワークへの加盟は行っておりません。

海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応としては、必要に応じて、インストラクションを送信して回収するとともに海外子会社の監査人とのディスカッション及び監査調書のレビューを実施することで十分かつ適切な監査証拠の入手に努めております。

当法人のパートナー15人のうち3人は海外勤務を経験しており、グローバル対応を含めた会計監査の品質を確保するための態勢構築に努めております。

09 財務基盤

当法人の決算期は 3 月期であり、直近の財政状態及び損益の状況は下記の通りです。

財政状態及び損益：2024 年 3 月期				金額
総資産	495 百万円	売上高	783 百万円	
負債	169 百万円	営業利益	37 百万円	
純資産	326 百万円	税引後当期純利益	30 百万円	

当法人は、監査法人の独立性を維持するために「報酬依存度に関する内規」により、「監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体の場合」に下記の対応が規定されておりますが、報酬依存度が 15%を超えるような被監査会社との監査契約はありません。

【監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体の場合】

- ① 2 年連続して依頼人に対する報酬依存度が 15%を超える場合又は超える可能性が高い場合には、2 年目の監査意見を表明する前に、他の会員による監査業務に係る審査と同様のレビューを受けることとしております。
- ② 5 年連続して依頼人に対する報酬依存度が 15%を超える状況が継続する場合、5 年目の監査意見の表明後に監査人を辞任することとしております。

10 法人概要



法人概要については、2024 年 3 月末を基準日としております。

<https://kainank.or.jp>

法人名	海南監査法人	
法人代表	溝口 俊一	
所在地	本部・東京事務所 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6 丁目 14 番 1 号 新宿グリーンタワービル 20 階	大阪事務所 〒541-0058 大阪市中央区南久宝寺町 3 丁目 2-7 第一住建南久宝寺町ビル 4 階
人員	パートナー 15 名 公認会計士 119 名 試験合格者等 5 名 その他 2 名 専門職・事務職 2 名 総人員 143 名	
沿革	昭和 60 年 5 月 24 日（1985 年 5 月 24 日）設立 令和 5 年 7 月 3 日（2023 年 7 月 3 日）大阪事務所設置	

Overview

被監査会社数	金融商品取引法・会社法監査 24 社
	東証プライム……………4 社 ニプロ株式会社、株式会社ファーマフーズ、株式会社学究社、株式会社フージャースホールディングス 東証スタンダード……………13 社 株式会社シャルレ、大丸エナウィン株式会社、オリコン株式会社、リーダー電子株式会社、 株式会社あかつき本社、片倉コープアグリ株式会社、株式会社アエリア、株式会社ポピンズ、 ウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社、株式会社カーチスホールディングス、 株式会社フォーシーズ HD、川口化学工業株式会社、株式会社協和コンサルタンツ 東証グロース……………6 社 株式会社アマガサ、ブランディングテクノロジー株式会社、株式会社 sMedio、株式会社アスタリスク、 株式会社テックファームホールディングス、株式会社ピー・ビーシステムズ（福証 Q-Board） 名証ネクスト……………1 社 株式会社エスポア
	会社法…17 社 学校法人…5 法人 労働組合監査…9 組合 医療法人…1 法人 投資組合…2 法人 その他の監査…24 社 被監査会社合計…82 社（法人、組合含む）
IPO 実績	株式会社ピー・ビーシステムズ：2019 年 9 月新規上場 株式会社ポピンズ：2020 年 12 月新規上場



11

ガバナンス・コードへの
適用状況

Application Status to the
Governance Code

ガバナンス・コードへの適用状況

公認会計士法施行規則では、登録上場会社等監査人に対して、第95条において「経営管理の状況等の公表」、第96条において「組織的な運営」を求めています。当法人のガバナンス・コードへの適用は2024年6月末を基準日としたものであるため、当報告書に記載している内容は基準日までの1年を通じた当法人の取り組みではなく、上記の施行規則は未適用です。

（経営管理の状況等の公表）

第九十五条 登録上場会社等監査人は、法第三十四条の三十四の十四の規定により、経営管理の状況、監査証明業務における情報通信技術の活用状況、人材の確保の状況その他の当該登録上場会社等監査人の監査証明業務に利害関係を有する者が当該登録上場会社等監査人の概況及び業務の品質の管理の状況等を理解するために有用な事項を公表する体制を整備しなければならない。

（組織的な運営）

第九十六条 登録上場会社等監査人は、法第三十四条の三十四の十四の規定により、組織的な運営に関する原則として金融庁長官が指定するものに沿って業務を実施するための体制及び当該原則の適用状況を公表するための体制を整備しなければならない。

海南監査法人の適用状況

	指針	当法人の適用状況
原則1	【監査法人が果たすべき役割】 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	当法人は、会計監査の遂行者としての公益的役割を自覚し、法人構成員による自由闊達な議論と相互啓発を行い、その能力を十分に発揮することにより会計監査の品質の持続的な向上を組織として行い、企業の財務情報の的確な把握と適正な開示を確保することにより社会への貢献を目指すことで企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を果たします。
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	【トップの姿勢】 「当報告書」02 ① 参照

	指 針	当法人の適用状況
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	【共通の価値観と行動指針】 「当報告書」02 ② 参照
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	【構成員の動機付け】 「当報告書」02 ③ 参照
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	【課題の共有と開放的な組織文化・風土】 「当報告書」02 ③ 参照
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	【被監査業務と独立性】 「当報告書」02 ④ 参照
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	【グローバルネットワークへの加盟】 「当報告書」08 参照
原則2	【組織体制】 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	一般事業会社の取締役会に相当する社員会が、経営の方向性並びに業務運営方針を決定する意思決定機関となっております。 社員数は 15 人であり、社員全員の顔が見える関係であることから経営機関として理事会などを設けておらず、無限連帯責任監査法人の利点を生かし、社員が相互に監視することで会計監査の品質の確保及び持続的向上を図っております。 また、被監査会社等に対しては、監査証明業務を行わない社員の責任を限定する「指定社員制度」を採用することで社員に個別監査業務における明確な責任を負わせることとしております。

	指針	当法人の適用状況
2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	【経営機能の確保】 「当報告書」03 ① 及び 03 ② 参照
2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	
	監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	【組織体制の整備と主体的な関与】 「当報告書」03 ② 参照
	監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	【被監査会社との意見交換】 「当報告書」03 ③ 参照
	法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	【職業的専門家としての能力の保持・発揮】 「当報告書」03 ④ 参照 【法人の構成員の士気を高める人材育成】 「当報告書」04 ② 参照
	監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	【IT 基盤の実装】 「当報告書」03 ⑤ 参照
2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	【社員登用と経営機関の実効性確保】 「当報告書」03 ⑦ 参照 【外部の知見の活用とその役割】 「当報告書」03 ⑧ 参照

	指 針	当法人の適用状況
原則3	【組織体制】 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	当法人の規模は大手監査法人、準大手監査法人と比較して規模が小さく、全社員の距離が近い関係となっておりますが、それゆえ馴れ合いによる経営を防止するため、外部の監督・評価機関に加え、専門的な見解の問い合わせ先としてテクニカルアドバイザーを設置しております。 外部の監督・評価機関は毎月の社員会にも出席し、経営機関である社員会の実効性を確保しております。
3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	【社員登用と経営機関の実効性確保】 「当報告書」03 7 参照 【外部の知見の活用とその役割】 「当報告書」03 8 参照
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	【外部の知見の活用とその役割】 「当報告書」03 8 参照
3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 • 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 • 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 • 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 • 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 • 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 • 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	【外部の知見の活用とその役割】 「当報告書」03 8 参照 【内部及び外部からの通報】 「当報告書」04 6 参照 【法人の構成員の士気を高める人材育成】 「当報告書」04 2 参照 【品質管理システムの監視】 「当報告書」05 5 参照 【被監査会社との意見交換】 「当報告書」03 3 参照

	指針	当法人の適用状況
3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	【外部の知見の活用とその役割】 「当報告書」03 8 参照
原則4	【業務運営】 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	当法人の規模に見合った組織的な運営を実効的に行うために、社員会での意思疎通だけでなく、各監査業務を執行している業務執行社員との意思疎通を積極的に行うようにしております。 また、監査法人の最も重要な財産は人であるため、能力を確認して、積極的に採用するという経営方針であります。
4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	【経営機関等の考え方の浸透】 「当報告書」04 1 参照
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	【法人の構成員の士気を高める人材育成】 「当報告書」04 2 参照
4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。	
	• 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	【多様な人材の確保と構成員の配置】 「当報告書」04 3 参照
	• 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	【被監査業務と独立性】 「当報告書」02 4 参照
	• 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	【法人の構成員の士気を高める人材育成】 「当報告書」04 2 参照
	• 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	【教育研修】 「当報告書」04 4 参照

	指 針	当法人の適用状況
4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	【十分な意見交換と議論】 「当報告書」04 ⑤ 参照
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	【内部及び外部からの通報】 「当報告書」04 ⑥ 参照 【品質管理システムの監視】 「当報告書」05 ⑤ 参照
原則5	【透明性の確保】 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取り組みに対する内外の評価を活用すべきである。	当法人は、ガバナンス・コードの適用状況についてはホームページで開示しております。 適切に開示することで資本市場参加者等が当法人の品質管理への取り組みを適切に評価することができ、当法人への問合せも可能であるため、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等のステークホルダーである皆様から評価可能な体制になっていると考えております。 また、監査品質のマネジメントに関する年次報告書は更新の都度、被監査会社に配布して当法人の取り組みについて十分な理解が得られるよう透明性を確保しております。
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取り組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	【透明性の確保】 「当報告書」07 参照
5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	
	・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	【トップの姿勢】 「当報告書」02 ① 参照
	・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	【共通の価値観と行動指針】 「当報告書」02 ② 参照
	・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQL：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取り組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	【情報共有と人材育成】 「当報告書」04 参照

	指針	当法人の適用状況
	監査法人における品質管理システムの状況	【監査の品質管理に関する方針及び手続】 「当報告書」05 参照
	経営機関等の構成や役割	【組織体制】 「当報告書」03 1 及び 03 2 参照
	監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	【外部の知見の活用とその役割】 「当報告書」03 8 参照
	法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	【非監査業務と独立性】 「当報告書」02 4 参照
	監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）	【IT 基盤の実装】 「当報告書」03 5 参照 【リモートワーク対応】 「当報告書」03 6 参照 【内部及び外部からの通報】 「当報告書」04 6 参照
	規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	【職業的専門家としての能力の保持・発揮】 「当報告書」03 4 参照 【多様な人材の確保と構成員の配置】 「当報告書」04 3 参照 【教育研修】 「当報告書」04 4 参照
	特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	【財務基盤】 「当報告書」09 参照
	海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	【グローバルネットワークへの加盟】 「当報告書」08 参照

	指 針	当法人の適用状況
	監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取り組みの実効性の評価	【外部の知見の活用とその役割】 「当報告書」03 8 参照 【監査の品質管理に関する方針及び手続】 「当報告書」05 参照
5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。	【グローバルネットワークへの加盟】 「当報告書」08 参照
	グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況	
	グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。	
	会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価	
	会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	
5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取り組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	【被監査会社との意見交換】 「当報告書」03 3 参照 【社員登用と経営機関の実効性確保】 「当報告書」03 7 参照 【外部の知見の活用とその役割】 「当報告書」03 8 参照 【十分な意見交換と議論】 「当報告書」04 5 参照

	指 針	当法人の適用状況
5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取り組みの実効性を定期的に評価すべきである。	【トップメッセージ】 「当報告書」01 参照 【品質管理のシステムの監視】 「当報告書」05 5 参照
5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである	【被監査会社との意見交換】 「当報告書」03 3 参照 【外部の知見の活用とその役割】 「当報告書」03 8 参照



■本部・東京事務所

東京都新宿区西新宿 6 丁目 14 番 1 号

新宿グリーンタワービル 20 階

Tel: 03-5990-5240 Fax: 03-5990-5246

■大阪事務所

大阪市中央区南久宝寺町 3 丁目 2-7

第一住建南久宝寺町ビル 4 階

Tel: 06-6755-8021 Fax: 06-6755-8022

[https:// www.kainank.or.jp](https://www.kainank.or.jp)

